

北海道立近代美術館附属機関等会議傍聴規程

(平成16年1月17日館長決定)

(令和4年3月10日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、附属機関の設置又は開催及び運営に関する基準（平成28年3月30日教育委員会決定）第5(4)及び(6)に基づき、北海道立近代美術館に置く附属機関等の会議（以下「会議」という。）の傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ自己の住所、氏名、年齢等必要事項を記載した傍聴申請書（別記第1号様式）を会議開催日の5日前までに北海道立近代美術館総務企画部総務企画課に送付し、傍聴者証（別記第2号様式）の交付を受けなければならない。

2 前項の傍聴者証の交付を受けた者は、会議当日、開会の30分前から10分前までの間に当該傍聴者証を係員に提示し、その指示に従い指定の席に着かなければならない。

3 傍聴者証は、抽選により3人に限り交付する。ただし、報道関係者、道職員等で会長が特に必要があると認める者については、傍聴者証を交付しないで傍聴を許可することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、同項の傍聴申請書は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号のほか、会長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴者の守るべき事項等)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 帽子、外とうの類を着用すること。
 - (3) 飲食すること。
 - (4) 私語、談話、拍手等をする事。
 - (5) 議事に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明すること。
 - (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為をすること。
- 2 傍聴人は、写真・映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に、会長の許可を得たときは、この限りではない。
- 3 傍聴人が前2項の規定に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(傍聴の禁止及び退場)

第5条 傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(会長の指示)

第6条 前2条に規定するもののほか、傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

(オンライン開催時の特例)

第7条 Web会議システムによるオンライン開催時の取扱いは、次のとおりとする。なお、本条に定めのない場合は、第2条から第6条までの規定を準用する。

- 1 事務局は、決定した傍聴人に対し、申請書に記載のあった電子メールアドレス宛に、Web会議参加に必要なパスワードなど傍聴に必要な事項を連絡する。
- 2 傍聴者は、Web会議参加時に、傍聴者のビデオ（カメラ）及びマイクをオンにすることはできない。
- 3 通信回線や機器の不具合により傍聴者に不利益が生じたとしても、会議はその責を負わない。
- 4 写真（静止画）の撮影、又は動画の記録（保存）及び録音をしてはならない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りではない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決定する。

附 則

この規程は、平成16年1月17日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、令和4年3月10日から施行する。

傍 聴 申 請 書

令和 年 月 日開催の 北海道立近代美術館協議会 の会議を
傍聴したいので申請します。

令和 年 月 日

北海道立近代美術館長 様

申請者

住 所

(電話 ー ー)

氏 名

年 齢

Eメールアドレス

※ 申請にあたっては、あらかじめ次のことをご承知ください。

- 1 申請者が、傍聴定員を超えるときは、当館職員による抽選に選考を委ねること。
- 2 傍聴不許可の場合は、申請者への通知を省略させていただくこと。

第 号

傍 聴 者 証

令和 年 月 日開催の 北海道立近代美術館協議会 の会議
の傍聴を許可します。

令和 年 月 日

北海道立近代美術館長 

様

(当日は、 時 分までに、北側通用口受付及び総務企画部総務企画課で、
この傍聴者証を係員に提示し、係員の指示に従って傍聴してください。)